

2023年6月12日
丸紅新電力株式会社

関西電力送配電株式会社サービスエリアにお住まいのお客さま

1. 対象地域

- 災害救助法が適用された市町村
【和歌山県】 海南市

- 災害救助法が適用された市町村の隣接市区町村
【和歌山県】 和歌山市、有田市、紀の川市、有田郡有田川町、海草郡紀美野町、

2. 特別措置の内容

(1) 接続送電サービス料金等の料金算定日(※)1か月の延長

(※)検針日の翌日から30日目までの期間

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2023年5月分、6月分、7月分および8月分の料金算定日を1ヶ月間延長させていただきます。ただし、料金算定日の延長は、支払期日が2023年6月2日以降となるものに限ります。

(2) 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災日から引き続きまったく電気を使用されない場合は、その需要者の被災日が属する月分の次の月分からの6ヶ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を免除させていただきます。

(3) 工事費負担金の免除

被災された需要者がまったく電気を使用されずに接続供給を廃止され、被災前と同様の契約内容で2023年12月末日までに接続供給を申し込まれた場合は、その工事費負担金を免除させていただきます。

(4) 臨時工事費の免除

被災された需要者が2023年12月末日までに同一場所において臨時接続送電サービスを申し込まれた場合は、その臨時工事費を免除させていただきます。

(5) 被災により使用できなくなった設備の基本料金等の免除

需要者の電気設備が、災害のため一時使用不能となった場合は、2023年12

月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除させていただきます。

(6) 引込線、計量器等の取付位置変更時の工事費の免除

被災された需要者が2023年12月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災前と供給方法が同様のときには、その初回の工事費を免除させていただきます。